

令和 8 年 7 月 31 日

関係団体 各位

厚生労働省労働基準局労働条件政策課

自動車運転者・建設業等に対する時間外労働の
上限規制に関する周知広報について

日頃より、労働基準行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、令和 6 年 4 月より時間外労働の上限規制が適用開始となった自動車運転の業務、建設の事業に関して、荷主や発注者等の取引関係者による取引慣行の改善に向けた機運の醸成がより一層図られるよう、時間外労働の上限規制の遵守に向けた取組を促しながら、取引関係者に荷待ち時間の削減や適正な工期の設定等への理解と協力を呼びかけてまいりました。

今年度につきましても、引き続き、下記特設サイト及び各ポータルサイトを通じて情報発信を行ってまいります。今般、新たに俳優の内田有紀さんを起用した PR 動画等を作成いたしました。

つきましては、周知用リーフレット及びポスターを送付いたしますので、各会員に対する周知への御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。また、リーフレット・ポスターの数に限りがあることから、関係者等に周知いただく際には、特設サイト・ポータルサイトの URL をご活用ください。

なお、内田有紀さんをイメージキャラクターに起用した周知用リーフレットやポスターを広報誌等に掲載する場合には、本周知広報事業の受託者及び内田有紀さんの所属事務所等の確認が必要となりますので、事前に下記フォームよりお問い合わせいただきますようお願いいたします。

○建設業・ドライバー・医師の働き方改革総合サイト「はたらきかたススめ」

<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>

※PR動画は8月3日より「はたらきかたススめ」において公開となります。

○自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>

○建設業従事者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

<https://kensetsu-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>

(お問い合わせフォーム)

<https://forms.cloud.microsoft/r/J8t1L5YrHx?origin=lprLink>

(担当)

厚生労働省労働基準局労働条件政策課特別対策係 濱田 TEL : 03-5253-1111 (内線 5525)

